

山梨県公報

第三百十五号

令和四年

九月八日

木曜日

目次

告示

○道路の供用開始……………四八九
○建築基準法に基づく道路位置指定……………四八九

公告

○砂利採取業務主任者試験の実施……………四八九
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………四九〇
○公共測量の実施(五件)……………四九一

告示

山梨県告示第二百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和四年九月二十九日まで一般の縦覧に供する。

令和四年九月八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百三十九号	大月市七保町瀬戸字大沢二二四 七番二地先から 大月市七保町瀬戸字大沢二二四 五番一六地先まで	八〇・〇	令和四年九 月八日

山梨県告示第二百五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和四年九月八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和四年八月三十一日
- 指定道路の位置 上野原市上野原字大間々三千八百四十八番十三
- 指定道路の幅員 四・〇メートル
- 指定道路の延長 三十八・一一メートル

公告

●砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和四年九月八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 試験日時 令和四年十一月十一日(金)午前十時から正午まで
- 試験場所 甲府市丸の内一丁目五番四号 恩賜林記念館大会議室
- 受験資格 年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。
- 試験科目 次に掲げる科目について筆記試験を行う。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 砂利採取業務主任者試験受験票及び砂利採取業務主任者試験受験票(控)(砂利採取業務主任者試験受験票(控)には写真(受験願書提出前六月以内に撮影した縦四センチメートルかつ横三センチメートル、無帽、正面上半身像のものであって、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)一枚をのり付けすること。)

2 受験手数料 八千円(受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙を

貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも還付しない。）

六 受験願書受付期間 令和四年十月十七日（月）から同月三十一日（月）までの山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時までとする。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。

七 受験願書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県林政部森林整備課

八 合格者の発表 令和四年十一月三十日（水）に山梨県防災新館東側掲示板及び山梨県のホームページにおいて合格者の受験番号を発表するとともに、合格者に通知する。

九 その他

- 1 試験当日持参する物
 - (一) 砂利採取業務主任者試験受験票
 - (二) 筆記用具
- 2 不明な点については、山梨県林政部森林整備課（電話〇五五―二二三―一六四五）に問い合わせること。

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
 令和四年九月八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 デイスクアウントラッグコスモス甲斐龍地店
 - (二) 所在地 山梨県甲斐市龍地字竜ヶ池六千七百五番外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

3 大規模小売店舗の新設をする日 令和五年五月一日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千三百八十二平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (一) 駐車場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 五十三台
- (二) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 二十八台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 面積 二十四平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 容量 十八立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (1) 開店時刻 午前九時
 - (2) 閉店時刻 午後九時四十五分
- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (1) 数 二箇所
- (2) 位置 届出の図面のとおり
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後

十時まで

三 届出年月日 令和四年八月三十日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和五年一月十日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡東建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年九月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（地図情報レベル500、0.5mメッシュ）

二 測量の地域 笛吹市春日居町鎮目地先外

三 測量の期間 令和四年九月五日から令和五年一月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡東建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年九月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（航空レーザー測量）

二 測量の地域 笛吹市八代町竹居地内

三 測量の期間 令和四年九月一日から令和五年一月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年九月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（道路3次元データ計測）

二 測量の地域 山梨市の一部

三 測量の期間 令和四年六月六日から令和四年十一月三十日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年九月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（航空レーザー測量 地図情報レベル500）

二 測量の地域 西八代郡市川三郷町、南巨摩郡身延町、南都留郡鳴沢村、富士河口湖町及び静岡県富士宮市の一部

三 測量の期間 令和四年九月一日から令和五年三月十五日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年九月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（標高データ 地図情報レベル500、0.5mメッシュ）

二 測量の地域 峡南建設事務所身延支所管内のうち南巨摩郡身延町の一部

三 測量の期間 令和四年十月三日から令和五年二月二十五日まで

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番